

種痘區名
種痘名簿第 號

姓 名

生年月日

右者 年 月 日 第 回ノ種痘ヲ爲シタルニ不感ナリ

依テ明年再ヒ種痘スヘシ

年 月 日

醫師 姓 名

(裏 面)

(第一號様式ニ同シ)

備考

第二號様式ハ種痘不感ナリシ場合ニ使用ス(第三條)而シテ初種タルト再種タルトヲ問ハス
初種ナルト再種以上ナルトニ從ヒ「第 回」ノ間ニ「一」若クハ「二」ノ字ヲ記入スヘシ

第三號様式

證明書

種名區名

種痘名簿第 號

姓 名

生年月日

右ハ 迄法定ノ種痘ヲ猶豫ス
ノ爲メニ種痘ヲ爲スヲ得ス仍テ 年 月 日

年 月 日

種痘醫 姓 名

(裏 面)

(第一號様式ニ同シ)

備考

第三號様式ハ初種タルト再種以上タルトヲ問ハス病氣等ノ爲メ(種痘規則第二條)一時種痘ヲ猶豫ス
ル場合ニ使用ス其事由ハ「右ハ」ノ下ニ記入シ其期限ハ「仍テ」ノ次ヘ記入スヘシ

種痘區ノ名稱種痘名簿ノ番號ハ其小兒ノ記入アル種痘名簿ナ有スル種痘醫若クハ官廳ニ於シ此證書ノ呈示ヲ受ケタルト記入スヘシ

第四號様式

證明書

種痘區名

種痘名簿第 號

姓

生年月日

右者

年月日
天然痘ヲ經タリ
種痘善感

仍テ種痘ヲ免ス

種痘醫 姓

名

(裏面)

(第一號様式ニ同シ)

備考

第四號様式ノ初種タルト再種以上タルトヲ問ハス種痘ヲ免レタル者ニ附與ス其免レタル理由天然痘ヲ經タルカ故ナルトキハ年月日ヨリ善感迄ヲ抹殺スヘシ若シ前ノ種痘善感ナリシ故ナルトキハ「年月日ヨリ經タリ迄」ヲ抹殺スヘシ
種痘區ノ名稱種痘名簿ノ番號ハ其小兒ノ記名アル種痘名簿ヲ有スル種痘醫若クハ官廳ニ於テ其呈示ヲ受ケタルトキ記入スヘシ

第四號様式

證明書

種痘名簿第 號
種痘區名

姓

生年月日

右者

年月日
天然痘ヲ經タリ
種痘善感

仍テ種痘ヲ免ス

種痘醫 姓

名

(裏面)

(種痘證ニ同シ)

備考

第四號様式ハ初種タルト再種以上タルトヲ問ハク全ク種痘ヲ免シタル者ニ交附ス其免除ノ理由小兒ノ天然痘ヲ經過シタルニアルトキハ「年月日ヨリ善感」迄ヲ抹殺シ若シ己ニ種痘善感ナルトキハ「年月日ヨリ經タリ」迄ヲ抹殺スヘシ
種痘區ノ名稱及種痘名簿ノ番號ハ該小兒ノ記名アル種痘名簿ヲ有スル醫師若クハ官廳ニ於テ其免除證ノ呈示ヲ受ケタルトキ記入スヘシ

第五號様式

………年初種痘兒名簿

第 號	初種痘兒 姓名	生 年 月 日	父 母 又 人 養 後	父 母 又 人 養 後	從 前 種 痘 度 數	種 痘 月 日	痘 苗 出 所	種痘ノ種類					
								人痘ヲ用ユ	牛痘ヲ用ユ	混合ヲ用ユ	他ノ方法ヲ用ユ		
一	姓							アリセリンヲ混シタルモノヲ用ユ	アリセリンヲ混シタルモノヲ用ユ	其他ノ方法ニテ保管シタルモノヲ用ユ	身體ヨリ直接ニ移種ス	其他ノ方法ヲ以テ保管シタルモノヲ用ユ	十三
二	名												十二
三													十一
四	姓												十
五	名												九
六	住所												八
七													七
八													六
九													五
十													四
十一													三
十二													二
十三													一

第五號様式ノ備考
第一、初種痘兒ノ名簿ニ記入スヘキ者左ノ如シ

切種シタル箇數	其檢診ヲ經タルヤ否ヤ	感、不感	發痘シタル顆數	種痘セザル事由				故ニ次年ニ初種痘名簿ニ記入スヘキモノ	備考			
				死亡ノタメ	移轉ノタメ	居所不明又ハ一時不在ノ爲メ	天然痘ヲ經タル爲メ			前種痘善感ノ爲メ	生命、健康ニ危險アリトノ醫師ノ證明アル爲メ	規則違反ノ爲メ
十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六

一、前年初種痘兒名簿第二十五行ニ於テ次年ニ繰込ミタル者
 二、前曆年間ニ出生シ其種痘區ニ住スル一年未滿ノ兒童、但シ前曆年ニ種痘ヲ受ケタルト否トヲ問ハス

三、前曆年ニ出生シ種痘善感ノ證ナキ者ニシテ當曆年間ニ他ノ種痘區ヨリ移住シ來リタル者

第二、第八行ニ記入スヘキコト左ノ如シ

- 一、牛痘ヲ以テ種痘シタルトキハ其種痘ニ使用シタル犢牛又ハ其保有シタル痘苗ヲ受取リタル所ノ製造所若クハ私人ノ名ヲ記入スヘシ
- 二、人痘漿ヲ以テ身體ヨリ直接ニ移種シタルトキハ痘漿ヲ採取シタル兒童ノ姓名
- 三、保存シタル人痘漿ヲ以テ種痘シタルトキハ其痘苗ヲ受取リタリ痘苗製造所又ハ種痘醫ノ名種痘醫ノ供給シタル痘苗一人ノ小兒ヨリ採取シタルモノナルトキハ其小兒ノ姓名、若シ多數ノ小兒ヨリ採取シテ混和シタルモノナルトキハ其醫師ノ名ヲ記入スヘシ

第三、第二十五行ニハ左ノ事項ヲ記入スヘシ

- 一、檢診ヲ經サルモノ即第十五行ニ於テ「不受」ト記シタルモノ
- 二、第一回第二回ノ種痘不感ナリシ者但第三回目ハ此限リニアラス（第六行及第十六行ニヨリ知ルヲ得）
- 三、醫師ノ證明ニヨリ（第二十三行）又ハ居所不明ノ爲メ（第二十行）又ハ規則ニ違反シテ（第二十四行）

種痘ヲ爲サ、リシ者

第四、少クモ一箇ノ成熟シタル痘疱アルトキハ善感トシテ記入スヘシ

再種以上ノ場合ニハ接種部ニ於ル小結節若クハ小疱ノ形成ヲ以テ善感ト見做スヘシ

第六號

.....年再種痘ヲ爲スヘキ兒童名簿

痘種	再受者種痘キハ	再受者			最近五ケ年間種痘シタ度數	種痘ヲ受ケタル月日	痘苗ノ出所	痘種
		姓名	生年月日	姓名				
人ユ 用ナ 痘種	再受者種痘キハ	姓名	生年月日	姓名	六	七	八	九
ユ 用ナ 痘種	再受者種痘キハ	姓名	生年月日	姓名	五	四	三	二
ユ 用ナ 痘種	再受者種痘キハ	姓名	生年月日	姓名	十	九	八	七

ノ痘種	ノ痘種		切種シタル箇數	其疹シタル日	感、不感	發痘シタル顆數	死亡ノ爲メ	移轉ノ爲メ	種痘義務アル學校ヲ退校シタル爲メ	居所不明又ハ一時不在ノ爲メ	天然痘ヲ經タル爲メ	最近五ヶ年間種痘感ノ爲メ	生命、健康ニ危險アリトノ醫師ノ證明アル爲メ	規則違反ノ爲メ
	身體ヨリ直接ニ移種ス	カクセリンサ混シタルモノヲ用ユ												
牛痘	十一	十二	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五

種痘サセル理由

第六號様式ノ備考

第一、再種痘名簿ニ記入スヘキ者左ノ如シ

- 一、前年再種痘名簿第二十六行ニ於テ次年ニ繰込ミタル者
- 二、其種痘区内ノ公立又ハ私立學校(日曜學校及夜學校ヲ除ク)ノ生徒ニシテ其年ニ十二歳ニ達シタル者而シテ最近五ヶ年間ニ種痘善感ナリシト又ハ天然痘ヲ經タルモノトヲ問ハス、種痘醫ハ醫師ノ證明書ニ據リ若クハ自カラ右事實ノ有無ニ付ハテ調査シ若シ其一ニ當ルモノナルトキハ其旨ヲ様式中所定ノ欄内ニ記入スヘシ

第二、第八行ニ記入スヘキコト左ノ如シ

- 一、牛痘ヲ以テ種痘シタルトキハ其痘苗ヲ受取リタル痘苗製造所若クハ私人ノ名ヲ記入スヘシ
- 二、人痘漿ヲ以テ身體ヨリ直接ニ移種シタルトキハ其痘漿ヲ採取シタル兒童ノ姓名
- 三、保存シアリシ人痘漿ヲ以テ種痘シタルトキハ其痘苗ヲ受取タル痘苗製造所又ハ種痘醫ノ名種痘醫カ供給シタル痘苗一人ノ小兒ヨリ採取シタルモノナルトキハ其兒ノ姓名、若シ多數ノ小兒ヨリ採取シテ混合シタルモノナルトキハ其醫師ノ名ヲ記入スヘシ

第三、第二十六行ニ記入スヘキモノ左ノ如シ

- 一、 檢診ヲ經サル者即第十五行ニ於テ「不受」ト記シタル者
 - 二、 第一回及第二回ノ種痘不感ナリシ者但第三回目ハ此限リニアラス（第六行及第十六行ヨリ知ルヲ得ヘシ）
 - 三、 居所不明又ハ不在ノ爲メ（二十一行）或ハ醫師ノ證明ニ據リ（第二十四行）或ハ規則ニ違反シテ（第二十五行）種痘セザリシ者
 - 四、 少クモ一顆ノ成熟シタル痘胞アルモノハ善感トシテ記スヘシ
- 再種以上ノ場合ニハ接種部ニ於ケル小結節若シクハ小疱ノ形成ヲ以テ善感ト見做スヘシ

第七號様式

.....年出生シタル年ニ種痘スヘキ嬰兒名簿

痘種ノ出所	種痘シタル月日	父母見 養又人 後ハ			出生 生年 月日	姓名	第 號
		身 分	住 所	名			
七	六	五	四	三	二	一	

痘種ノ類	牛痘用		人痘用		切種シタル箇數	檢診ヲ受ケタル月日	感、不感	發痘シタル顆數	備考			
	ユ	ナ	ユ	ナ								
ノ	カ リ セ リ ン ヲ 混 シ タル モノ ヲ 用	身 體 ニ 直 接 ニ 移 種 ス	カ リ セ リ ン ヲ 混 シ タル モノ ヲ 用	其 他 ノ 方 法 ニ テ 保 管 シ タル モノ ヲ 用	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七

第七號様式ノ備考

- 第一、 種痘醫ハ出生シタル年ニ種痘スヘキ者ニシテ實際種痘ヲ受ケタル小兒ノ姓名等凡テ様式中各欄ノ所定ニ據リ記入スヘシ
- 第二、 第七行ニ記入スヘキコト左ノ如シ
 - 一、 牛痘苗ヲ以テ種痘シタルトキハ其痘苗ヲ受取リタル痘苗製造所若シクハ私人ノ名ヲ記入スヘシ

- 二、人痘漿ヲ以テ身體ヨリ直接ニ移種シタルトキハ其痘漿ヲ採取シタル兒童ノ姓名
- 三、保存シアリシ人痘漿ヲ以テ種痘シタルトキハ其痘苗ヲ受取リタル痘苗製造所又ハ種痘ノ名ヲ記スヘシ

種痘醫ノ供給シタル痘苗一人ノ小兒ヨリ採取シタルモノナルトキハ其小兒ノ姓名若シ多數ノ小兒ヨリ採取シテ混和シタルモノナルトキハ其醫師ノ名ヲ記スヘシ

第三、少クモ一顆ノ成熟シタル痘疱アルモノハ善感トシテ記入スヘシ

再種以上ノ場合ニハ其接種部ニ於ル小結節若シクハ小疱ノ形成ヲ以テ善感ト見做スヘシ

第八號様式

.....年種痘一覽表

種痘醫	一	
	最近調査ノ人口	二
初種痘兒ノ總數	三	
前年出生シタルモノニシテ種痘善感ノ證ヲ有シ移住シ來リタル者	四	
右ノ當年種痘セサルモ	死者	五
	移轉	六

種痘ノ	人痘用	牛痘	檢診ヲ受ケサル爲結果不明ノ者	右ノ内ノ種痘者			種痘義務モルノ				内ノ			
				善感	不感	總數	第一回	第二回	第三回	總數	天然痘ヲ經タル爲種痘免レタルモノ	前年種痘善感ト記入アルモノ	前年種痘善感シ今檢診ヲ受ケルモノ	
	廿一	十九	十八	第十七	第十六	第十五	第十四	第十三	第十二	第十一	第十	九	八	七

種 類	種 痘		リサセ痘者	當年出生シタル者ニシテ已ニ種痘善感済ノ者	備 考
	ユ用ヲ苗	ユ用ヲ苗			
廿二	ユ	アリセリンヲ混シタルモノヲ用	醫師ノ證明ニヨリ一時猶豫シタル者	居所不明又ハ一時不在ナリシ者	規則ニ違反シタル者
廿三	ユ	其他ノ方法ニテ保管シタルモノヲ用ユ			
廿四					
廿五					
廿六					
廿七					
廿八					

第九號様式

………年初種痘一覽表

種 痘 區	最近調査ノ人口	再種痘兒ノ總數	右ノ當年種痘セサリシ者		最近五ヶ年間ニ天然痘ヲ經タル爲メ種痘ヲ免レタル者
			死 者	移 轉	
一	二	三	四	五	六

中 者	當年移住シ來リタル者	種痘義務者				右ノ種痘中ノ者				種ノ痘種、苗ヲ				
		第一回	第二回	第三回	總回数	善 感	不 感	檢診セサル爲メ結果不明ノ者	人用痘苗		牛痘			
七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	廿	廿一

類 用 ユ	種痘者			
	其他ノ方法ニテ保管シタルモノヲ用ユ	醫士ノ證明ニヨリ一時猶豫シタル者	種痘義務アル學校ヲ退校シタル者	居所不明又ハ一時不在ノ者
廿二				
廿三				
廿四				
廿五				
廿六				
廿七				

●獨逸帝國種痘法

(千八百七十四年官報第三十一頁)

天佑ニ依リ獨逸皇帝タル朕ウイルヘルムハ帝國議會ノ協賛ヲ經タル左ノ法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

第一條 左ニ掲クル者ハ種痘ヲ受クヘシ

- 一 滿一歳以下ノ嬰兒但シ天然痘ヲ經タリトノ醫師ノ證明アルモノハ此限リニアラス
- 二 日曜學校及夜學校ヲ除キ其他ノ公立若シクハ私立學校ノ生徒ハ滿十二歳トナリタル年ニ種痘ヲ受クヘシ但シ最近五ケ年間ニ天然痘ヲ經タルカ若シクハ種痘善感シタル醫師ノ證明アルトキハ此限リニアラス

第二條 前條ニ據リ種痘ヲ受クヘキ義務アルモノニシテ種痘ヲ受クルトキハ生命健康ニ危險ヲ及ホスヘキ

醫師ノ證明アルトキハ其危險ナキニ至リタルトキヨリ一ケ年内ニ種痘ヲ受クヘシ

前項ノ危險尙存スルヤ否ヤニ付キ疑アルトキハ種痘醫(第六條)之ヲ診斷ス

第三條 種痘ヲ受ケタルモ醫師ニ於テ不感ト診斷シタルトキハ遅クモ其次年内ニ尙不感ナルトキハ亦其次年内ニ種痘ヲ受クヘシ

管轄官廳ハ第三回目ノ種痘ニ付テハ種痘醫ノ手術ヲ受クヘキコトヲ命スルコトヲ得

第四條 法定ノ理由ナクシテ(第一條及第二條)種痘セサル者ハ管轄官廳ノ指定スル期間内ノ種痘ヲ受クヘシ

第五條 種痘ヲ受ケタル小兒ハ種痘シタル日ヨリ六日後八日前ニ種痘醫ノ檢診ヲ受クヘシ

第六條 各聯邦ヲ種痘區ニ分チ一區域ニ各一名ノ種痘醫ヲ置ク

種痘醫ハ毎年五月始メヨリ九月終リニ至ル迄ノ間ニ於テ場所及日、時ヲ公告シ其區域内ノ住民ニ對シ無償ニテ種痘ヲ爲ス

種痘場及種痘兒ヲ呈示スヘキ場所ニ付テハ其區域内ノ各地ヨリ最近種痘所若クハ呈示スヘキ場所ニ至ルマテ五キロメートルヲ超ヘサル様選定ス

第七條 管轄官廳ハ種痘期日前第一條第一項ニ據リ種痘ヲ受クヘキ者ノ名簿ヲ種痘區域毎ニ調製シ置クヘシ

第一條第二項ニ據リ種痘ヲ受クヘキ兒童ノ名簿ハ其學校長之ヲ調製シ置クヘシ

種痘醫ハ該名簿ニ種痘ノ感、不感ヲ記入シ若クハ延期又ハ種痘セサル理由ヲ詳記スヘシ
該名簿ハ其年末ニ官廳ニ差出スヘシ
名簿ノ様式ハ聯邦議會之ヲ定ム

第八條 種痘醫ニアラサル醫師モ種痘ヲ爲スノ權アリ

前項ノ醫師種痘ヲ爲シタルトキハ第七條ニ據リ種痘名簿ヲ調製シ年末ニ管轄官廳ニ差出スヘシ

第九條 地方廳ハ聯邦議會ノ制定シタル規定ニ從ヒ痘苗製造所ヲ設ケ牛痘苗ヲ製造セシメ其供給ヲ監督スヘシ

痘苗製造所ハ無償ニテ牛痘苗ヲ種痘醫ニ交付シ其製造交付ヲ帳簿ニ記入シ置クヘシ

公吏タル種痘醫ハ他ノ醫師ノ請求アルトキハ已レノ需要ニ差支ヘサル限り無償ニテ附與スヘキ義務アルモノトス

第十條 種痘シタル後其効果ヲ檢診シテ(第五條)種痘證書ヲ附與ス種痘證ハ種痘兒ノ姓名生年月日ヲ記シタルモノニシテ種痘ヲ受ケテ法律上ノ義務ヲ履行シタル者ナルカ或ハ次年ニ於テ種痘ヲ受クヘキ者ナルカヲ證明ス

種痘ヲ延期シ成ハ種痘ヲ要セストスル醫師ノ證明書ニハ種痘證書ニ記載セル人名ヲ掲ケ種痘セサル理由若クハ種痘猶豫ノ期限ヲ明記スヘシ

第十一條 前條證明書ノ様式ハ聯邦議會之ヲ定ム

前項證明書ノ交付ハ初度ハ捺印料手数料ヲ徴セス

第十二條 父母養父母又ハ後見人ハ官廳ノ請求アリタルトキハ證書(第十條)ヲ呈示シテ其子女又ハ被後見人ノ種痘済ナルコト或ハ法定ノ理由アリテ延期シタルモノナルコトヲ證明スヘシ

第十三條 生徒ニ種痘義務アル學校(第一條第二項)ノ首長ハ其生徒入學ノ際種痘證書ヲ呈示セシメ法定ノ種痘ヲ爲シタルヤ否ヤヲ調査スヘシ

學校長ハ其生徒カ通學中第一條第二項ニ據リ種痘ヲ受クヘキ義務生シタルトキハ其義務ヲ履行スル様監督スヘシ

法定ノ理由ナクシテ種痘セサルトキハ之ヲ強制スルヲ得ヘシ

學校長ハ學年ノ終リ四週間前ニ生徒ニシテ種痘ノ證ナキ者ヲ管轄廳ニ届出ツヘシ

第十四條 父母養父母及ヒ後見人第十二條ニ規定シタル證明ヲ爲サ、ルトキハ二十馬克以下ノ罰金ニ處ス

父母養父母又ハ後見人ハ其子女又ハ被後見人ヲシテ法定ノ理由ナク且ツ官廳ノ要求アルニ拘ハラス種痘ヲ受ケシメサルカ又ハ呈示(第五條)ヲ爲サ、ルトキハ五十馬克以下ノ罰金又ハ三日以内ノ拘留ニ處ス

第十五條 醫師又ハ學校長第八條第二項、第七條及第十三條ノ義務ヲ履行セサルトキハ百馬克以下ノ罰金ニ處ス

第十六條 權利ナクシテ他人ニ種痘ヲ爲シタル者ハ百五十馬克以下ノ罰金又ハ十四日以内ノ拘留ニ處ス

第十七條 種痘ヲ受クヘキモノニシテ種痘ヲ怠リタルトキハ五百馬克以下ノ罰金又ハ三日以内ノ禁錮ニ處ス但シ刑法ヲ以テ重キ罰ヲ規定シタル場合ハ此限リニアラス

第十八條 此法律ノ規定ハ千八百七十五年四月一日ヨリ施行ス

此法律施行ニ關スル細則ハ各聯邦ニ於テ之ヲ定ム

各聯邦ニ於テ制定シタル天然痘流行ニ際スル強制種痘規則ハ此法律ノ爲ニ其効ヲ失ハス朕ハ茲ニ手書シ帝璽ヲ押捺シテ公布セシム

伯林千八百七十四年四月八日

ウ イ ル ヘ ル ム

千八百八十五年六月十八日公布

●帝國種痘規則細則

(千八百八十六年四月六日省令ヲ以テ發布)

聯邦議會ハ客年六月十八日ノ會議ニ於テ委員ヨリ提出シタル種痘施行上ノ安全ヲ保障スヘキ規則ヲ定ムルノ議案ヲ可決シタリ此議案タル種痘施行ニ際シ成ルヘク種痘ヲ受クル者ノ危險ヲ排除シ種痘ノ効顯ヲシテ永ク危險ニ勝タシメントスルノ精神ニ出テタルモノニシテ其決議ノ諸件左ノ如シ

- 一 種痘施行ニ際シ醫師ニ關スル規程
- 二 種痘者家族ノ心得ニ關スル規定

三 種痘施行ニ際シ地方警察官署ノ爲スヘキ處置ニ關スル規定

此ノ諸件ニ本ツキ其實施ノ書一ヲ期スル爲メ必要ノ細則ヲ定ムルコト左ノ如シ

第一章 總 則

- 一 醫師種痘ヲ施行スルニ當リテハ別則第一ノ規定ニ據ルノ外尙以下規定ニ從フヘシ
- 二 警察官廳ハ別則第二種痘者家族心得ヲ印刷シ種痘義務アル者ノ家族(兩親後見人若クハ其代理者)ニ附與スヘシ種痘醫モ亦印刷物ヲ公定ノ種痘ヲ受クヘキ者又若シ其者カ未成年者ナルトキハ其家族ニ附與スヘシ種痘醫ニアラサル醫師種痘ヲ爲ストキモ此印刷物ヲ附與スヘシ其印刷物ハ警察官廳ヨリ之ヲ交付ス
- 三 種痘ヲ受ケタル者種痘期ニ達シタル者及種痘者ニ對シ種痘ノ前後及落痂期ニ至ルマテ看護ノ任ニ當ル者ハ第二別則ノ規程ヲ遵守シテ適當ノ處置ヲ爲スヲ怠ルヘカラス

二 各 論

別則第一第二及第三ノ第一條ニ就テ

- 四 別則第一及第三ノ第一條第一項ニ規定シタル如キ傳染病アル地方ニハ其流行期間種痘ヲ施行セス又一名ノ痘瘡丹毒患者アルトキト雖モ其消滅迄ハ種痘ヲ施行セス
- 五 警察官廳ハ前項ノ事實アルヤ否ヤ又天然痘患者アルヤ否ヤニ付(輕、重、眞症痘瘡又ハ假痘)種痘期間絶ヘス周密ノ注意ヲ爲スヲ要ス醫師ニ於テモ種痘ヲ爲ストキ此點ニ注目スヘシ

- 六 地方警察官廳若クハ種痘醫ニ於テ前第四項ニ規定シタル場合アルヲ知リタルトキハ相互ノ間速ニ通報ヲ爲シ所定ノ種痘期日ヲ停止スヘシ
- 七 別則第一及第三ノ第一條第一項ニ規定シタル傳染病アリテ流行ト看做スヘキヤ否ヤニ付疑アルトキハ郡醫會ノ決議ヲ經テ郡警察官廳之ヲ決定スヘシ
- 八 第四項及別則第二第一條ニ列記シタル傳染病アルカ若クハ種痘時ニ際シ天然痘患者アル家ノ家族ハ種痘期日ニ出頭スルヲ得ス警察官廳ハ此禁令ノ勵行ニ付充分ニ監督ヲ爲スヘシ若シ之ニ違フ者アリタルトキハ速ニ其種痘ヲ差止ムヘシ種痘醫モ亦此點ニ注意スヘシ
- 九 公定ノ種痘及其點檢ハ第四項ニ掲載シタル疾病若クハ天然痘患者アル家ニ於テ施行スヘカラス別則第一及其他ニ付テ

第二條及第三條

- 十 種痘醫ハ種痘期間患家ニ於テ第二項ノ規定ニ依リ別則第二ノ看護法ヲ遵守スルヤ否ヤニ付監督ヲ爲シ規定ニ違背シタル者アルトキハ速ニ矯正スヘシ
- 十一 種痘醫ハ種痘ノ際點檢期日ヲ告知シ其期日ニハ點檢シタル初種及再種以上ノ者ニ種痘證書ヲ附與スヘシ
- 十二 種痘醫ハ種痘施行ニ際シ警察官ニ請求シテ種痘場内ヲ警戒スヘシ又必要アルトキハ場内ヲ温暖ナラシムヘシ

第四條ニ就テ

- 十三 種痘施行ヲ繼續スル爲メニ要スル痘漿ノ採收不足ナルトキハ種痘醫ハ他ノ信憑スヘキ所ヨリ得タル痘漿ヲ使用スルコトヲ得然レトモ又痘苗ハ先ツ之ヲ試験シ清良無害ナルコト疑ナキニアラサレハ使用スヘカラス此場合ニ於テハ其痘漿採收上ノ障礙トナリタル事情ヲ種痘報告ニ詳記スヘシ

第五條ニ付テ

- 十四 痘苗採收ニ供スル兒童及其父母カ所定ノ條件ヲ具備スルヤ否ヤニ付テハ採收スル種痘醫ハ充分ニ調査スルノ責アリ

第七條ニ付テ

- 十五 痘漿ヲ採收貯藏スルトキハ種痘醫ハ必ス其採收シタル兒童ノ姓名ヲ明記シ置クヘシ別則第三ニ就テ

第三條

- 十六 種痘期日ニハ其種痘區警察官廳及市町村ノ代理者ハ種痘場ニ臨席シ醫師ヲ補助スヘシ
- 十七 再種者ニ種痘スル時又ハ其點檢ヲ爲ストキハ警察官廳ハ教員ヲシテ臨席セシムヘシ臨席シタル教員ハ種痘醫及警察官廳ノ代表者ト共ニ場内ノ秩序ヲ維持監督スヘシ
- 又學校ノ生徒ニ對シテハ適當ノ看護者ヲシテ種痘場ニ往復スル途中ヲ看護セシメ且其看護人カ信用スヘキ者ナルヤ否ヤニ付監督スヘシ

第四條ニ付テ

十八 種痘日一日中ニ召集スヘキ種痘兒ノ人員ニ付疑アルカ若クハ意見一定セサルトキハ警察官廳ハ郡醫會ニ諮リテ之ヲ決定スヘシ

第六條ニ付テ

十九 種痘義務者若クハ種痘期ニ達シタル者ノ手腕及袖不潔ナルトキハ種痘ヲ施行スヘカラス
官廳ハ此規定ノ實施ニ關シ必要ナル規則ヲ設ケ今ヨリ此規則ノ勵行ヲ努ムヘシ

千八百八十六年伯林ニ於テ

内務大臣
グットカール
宗務學務醫務大臣
フォン、ゴスレル

(別則第一) 通則

種痘ニ際シ醫師ノ守ルヘキ規則

第一條 猩紅熱、麻疹、實布埤利亞、格魯布、百日咳發疹室扶斯丹毒性ノ炎症等流行スル土地ニ於テハ其流行期間種痘ヲ施行スヘカラス

種痘醫師種痘施行ヲ開始シタル後其地方ニ前項ノ傳染病流行スルヲ知リタルトキ若シクハ一名タリトモ痘瘡丹毒患者アルヲ知リタルトキハ速ニ其地ノ種痘施行ヲ停止シ其管轄廳ニ通報スヘシ
種痘醫若シ傳染病患者ノ治療ヲ擔任シ居ルトキハ自體ニ依リテ其病毒ヲ他ニ傳播セシメサル様適當ノ豫

防ヲ爲スヘシ

第二條 種痘期日ヲ公告スルニ當リテハ豫メ種痘兒ノ家族ニ公定ノ種痘及痘瘡發育中ノ種痘兒取扱法ニ關スル心得ヲ印刷シタルモノヲ附與スヘシ

第三條 種痘期日中種痘醫ハ其他ノ警察官廳ト協議シテ必要ノ秩序ヲ保チ種痘場内ノ雜踏ヲ豫防シ且同場内ニ空氣ノ流通ヲ充分ナラシムヘシ
初種痘兒ト再種痘兒トハ成ルヘク雜居セシムヘカラス

(二) 痘苗ノ採收

(一) 人痘苗ヲ使用スル場合

第四條 公定種痘ニ牛痘苗ヲ使用セサル間ハ種痘醫ハ種痘施行ニ要スル痘苗ヲ其地方痘苗製造所ヨリ得ヘシ又種痘醫ハ種痘繼續及痘漿ヲ採收シ充分準備シ置クヘシ

第五條 痘漿ノ採收ニ供スル兒童ハ先ツ其身體ヲ檢査シ健康完全ニシテ營養佳良ナルコトヲ明カニセサルヘカラス又其種痘兒ハ遺傳病ニ罹ラサル兩親ノ兒子タルヲ要シ且ツ屢々流産若クハ早産シタル母ノ兒子ハ接漿兒トシテ用ユヘカラス

採漿種痘兒ハ少クモ生後六ケ月ヲ經過シタル公生兒タルヲ要シ且長子タルヘカラス但シ兩親ノ健康ニ付テ疑フヘキ所ナキトキハ例外トシテ此條件ヲ缺クコトヲ得

採漿種痘兒ハ各種ノ潰瘍截瘍發疹又ハ臂部、口唇、上膊及臍ノ贅肉腺腫及腺腫ヨリスル鼻眼耳ノ慢性病

其他骨ノ腫張彎曲等ノ病症ナキ者タラサルヘカラス又梅毒、腺病、佝僂病或ハ其他全身病ナキ者タルヲ要ス

第六條 再種以上種痘兒ノ痘漿ハ只止ムヲ得サル場合ニ於テ初種痘兒ノ種痘ニノミ使用スルコトヲ得

前項種痘兒ノ健康検査ニ付テハ第五條ノ標準ニ從テ綿密ニ調査スルヲ要ス

第七條 種痘醫ハ其得タル痘苗ノ出所及之ヲ受取リタル時日ヲ簿冊ニ登録シ置クヘシ若シ後日ノ使用ニ供スル爲メ若クハ他ノ醫師ニ分與スル爲メ貯藏セントスル場合ニハ其痘苗ヲ採收シタル兒童ノ姓名採收シタル月日ヲ記シ置キ且ツ凡テ其痘胞ノ系統ニ付テ疑ヲ生セサル様明瞭ニ登録シ置クヘシ其帳簿ハ翌曆年ノ同期マテ保存シ置クヘシ

第八條 痘漿ノ採收ハ種痘シタル日ヨリ一週間以後ニ施行スヘカラス

痘漿ヲ採收スヘキ痘胞ハ損傷ナク成熟シタモノニシテ正シク接種シタル箇所ニ座スルモノナラサルヘカラス

丹毒ノ兆アル痘苗ハ決シテ痘漿採收ニ使用スヘカラス

種痘兒ニハ少ナクモ二個ノ痘胞ヲ殘シ置クヘシ

第九條 痘胞ヲ開破スルニハ刺衝又ハ切截スヘシ

痘漿ノ量ヲ増サン爲メ痘胞ヲ壓潰シ若クハ其周圍ヲ壓搾スヘカラス

第十條 痘漿ハ痘胞ヨリ自然ニ流出シ肉眼ノ觀察上毫モ血液又ハ稀膿ヲ含有セサルモノニアラサレハ用フ

ヘカラス

惡臭アル痘漿又ハ度外ニ稀薄ノ痘漿ハ廢棄スヘシ

第十一條 痘漿ニハ純良ナル虞利設林ニアラサレハ混和スヘカラス

此場合ニハ清潔ナル硝子桿ヲ用フヘシ

(二) 牛痘苗ヲ使用スル場合

第十二條 牛痘苗ヲ以テ種痘スヘキ公告アリタルトキハ種痘醫ハ所要ノ痘苗ヲ其他ノ痘苗染造所ヨリ受クヘシ

第十三條 第七條第十條第二項及第十一條ノ規定ハ牛痘苗ヲ使用スル場合ニモ適用ス

第一節中牛痘苗ヲ使用スル場合ニ適用スヘキ條項ハ別ニ之ヲ定ムヘシ

(三) 痘苗ノ保存

第十四條 液體痘苗ヲ貯藏スルニハ密閉セラルヘキ清潔ナル毛細管又ハ内容一乃至二立方仙迷ノ硝子器ヲ用フヘシ

乾燥痘苗ヲ貯藏スルニハ硝子板、硝子器又ハ象牙製魚骨製若クハ獸角製ノ小桿ヲ用フヘシ

痘苗貯藏ノ用ニ供スル物件ハ凡テ精細ノ清潔法(及消毒法煮沸スルヲ可トス)ヲ行ヒタル後ニアラサレハ再ヒ使用スルコトヲ得ス

第十五條 痘苗ハ氷點以下ノ冷氣及攝氏五十度以上ノ溫度ニ感セシムヘカラス

(四) 初種痘及再種痘ノ施行

第十六條 生後三ヶ月未満ノ小兒ニ種痘スヘカラス

急性又ハ慢性ニシテ營養ヲ害シ又ハ乳糜ニ變狀ヲ生スヘキ重病ニ罹レル小兒ニハ通常初種痘及再種痘ヲ施行スヘカラス

種痘醫ノ認定ニ依リテハ(即チ天然痘發生シタル場合)前二項ニ據ラサルコトヲ得

第十七條 種痘ニ使用スル器具ハ清潔ナラサルヘカラス故ニ一回使用スル毎ニ清水ヲ以テ洗滌シ能ク之ヲ乾拭スヘシ

種痘器具ヲ乾拭スルニ手巾等ヲ用フヘカラス必ス石炭酸綿若クハ撒里失兒酸綿ヲ用フヘシ充分ノ清潔法ヲ加ヘ難キ物品ハ種痘ニ用ユヘカラス

種痘用器具ヲ他ノ手術ニ用フヘカラス

第十八條 乾燥痘苗ヲ溶解スルニハ清水又ハ虞利設林若クハ其混和物ヲ用フヘシ

第十九條 種痘ハ通常上膊ニ施スヘシ初種痘兒ニハ双膊ニ長クモ一仙迷ヲ超ヘサル三乃至五箇所ノ淺キ切截又ハ同數ノ淺キ刺衝ヲ行フテ以テ足り再種痘兒ニハ一膊ニ五乃至八ヶ所ノ淺キ切截又ハ同數ノ淺キ刺衝ヲ行フテ以テ足レリトス

種痘スルニ當リ烈シク出血セシムヘカラス

痘苗ヲ加フルニ毛筆ヲ用フヘカラス

第二十條 初種ニアリテハ少ナクモ痘疱一箇以上適正ニ發育シタルヲ以テ善感トス

再種ニアリテハ接種部ニ小結節或ハ小水泡ヲ形成シタルトキハ善感トス

(五) 任意ノ種痘

第二十一條 此ノ規則中公ノ種痘ニ關スル第一條第二條第三條第四條ヲ除キ其他ハ凡テ任意ノ種痘モ適用ス

(別則第二)

種痘兒家族ノ心得方ニ關スル規定

第一條 猩紅熱、麻疹、實布埤利亞、格魯布、百日咳發疹室扶斯、丹毒性炎症ノ如キ傳染病患者又ハ天然

痘患者アル家ノ種痘兒ハ一般ノ種痘期日ニ出頭セシムヘカラス

第二條 小兒ヲ種痘期日ニ出頭セシムルニハ身體ヲ清淨ニシ清潔ノ衣服ヲ着用セシムルヲ要ス

第三條 接種後ニ於テモ成ル可ク種痘兒ノ身體ヲ清潔ナラシムヘシ

第四條 日々種痘兒ヲ入浴セシメ難キ場合ニハ少ナクモ一日一回丁寧ニ淨拭スヘシ

第五條 小兒ノ營養物ハ平常ノ如クスヘシ

第六條 晴天ニハ小兒ヲ屋外ニ伴フコトヲ得但酷暑ノ候ニ於テハ日光ヲ避ケ且日光ニ直射セシムヘカラス

第七條 接種箇所ニハ最モ注意ヲ加ヘ摩擦搔破及汚染ヲ防クヘシ故ニ被衣ノ袖ハ摩擦ニ依リ接種部ヲ刺戟セサル様充分ニ廣潤ナルヲ要ス

第八條 接種後善感ナルトキハ第四日ヨリ細小ノ水疱ヲ生シ通常第九日ニ至ルマテ漸次微熱中ニ増大シテ周圍ニ紅暈ヲ呈シ終ニ隆起セル痘疱ヲ形成ス此水疱中ニハ透明ノ液體ヲ含有シ其液體ハ第八日ヨリ瀉濁ヲ始ム

第十日乃至第十二日ヨリハ痘疱漸次ニ乾固結痂シ三乃至四週ノ後ハ其痂皮自然ニ脱落ス種痘繼施ノ爲メニ痘漿ヲ採收スルハ無痛ニシテ且ツ其小兒ニ患害ヲ胎スコトナシ痘漿ヲ採收セサレハ痘疱ハ自然ニ潰破スルヲ常トス

第九條 痘疱ノ經過適正ノモノニアリテハ繃帶類ヲ用フルニ及ハス但痘疱接近ノ周圍ニ強ク且ツ廣キ紅暈ヲ發スル場合又ハ痘疱潰破スル場合ニハ阿列布油ニ浸シタル小布片又ハ華林ヲ塗布シクル小布片ヲ以テ上膊ヲ纏絡スヘシ

接種後著シキ病ヲ發シタルトキハ其郡度醫師ノ治療ヲ受クヘシ

第十條 種痘期日ニ於テ通告セラレタル點檢期日ニハ種痘兒ヲ伴フテ點檢ヲ受クヘシ種痘善感ナリシ種痘兒ハ當日種痘證書ヲ受取ルヘシ此種痘證ハ大切ニ保存シ置クヘシ

第十一條 種痘兒若シ著シキ疾病ニ罹リ又ハ家内ニ傳染病患者アルカ爲メニ點檢期日ニ種痘場ニ伴フコトヲ得サル場合ニハ兩親又ハ其代人ヨリ遅クモ點檢期日中ニ其旨ヲ種痘醫ニ届出ツヘシ

(別則第三)

種痘事務ヲ執行スルニ當リ其地警察官廳ノ守ルヘキ規定

第一條 猩紅熱、麻疹、實扶埜里、格魯布、百日咳發疹瘰癧私、丹毒炎症ノ如キ傳染病流行スルトキハ其地ノ種痘ヲ停止スヘシ

種痘時ニ際シ前項ニ掲クル傳染病患者ヲ出シタル家ノ小兒ハ公ノ種痘期日ニ出頭セシムヘカラス又其家ノ成年人モ種痘期日中種痘場ニ立入ラシムヘカラス

斯ル家ノ小兒ニ接種及點檢ヲ行フニハ他ノ種痘兒ヨリ隔離シテ行フヲ要ス

家内ニ天然痘患者ヲ出シタル場合ノ處置法モ右ニ同シ

第二條 公ノ種痘ヲ施行スルニハ明カニシテ暖室法ヲ行ヒ得ヘク大サ充分ニシテ清潔法行届キ且空氣ノ流通適良ナル種痘場ヲ準備シ成ルヘク控所ト施術室トヲ別ニスヘシ
寒冷ノ候ニハ室内ニ暖室法ヲ行フヘシ

第三條 種痘期日中ニハ種痘醫ト協議シテ秩序ヲ保持スル爲メニ其地警察官廳ノ特務員一名ヲ置クヘシ必要ニ應ジテ書記若干名ヲ準備スヘシ

再種及再種後ノ點檢ヲ行フ場合ニハ學校教員一名ヲ立會ハシムヘシ

第四條 種痘場内就中施術室ニ於テハ他人數ノ雜沓ヲ避クヘシ

召喚スヘキノ種痘兒人員ハ種痘場ノ廣狹ニ依リテ定ムヘシ

第五條 接種ト既種痘兒トノ點檢トハ成ル可ク同時ニ行フコトヲ避クヘシ
初種痘兒ト再種痘トハ成ル可ク相隔離セシムヘシ

第六條 種痘期日ニハ種痘兒ヲシテ身體ヲ清潔ニシ清淨ノ衣服ヲ着用シテ來場セシムル様注意スヘシ
身體及衣服ノ不潔ナル小兒ハ退場セシムルコトヲ得

○精神病患者

目次

- 第一編 精神病院
 - 第一章 總則
 - 第一節 一般精神病院
 - 第二節 旅費
 - 第三節 附屬員
 - 第二章 公立病院
 - 第三章 私立病院
- 第二編 入院
 - 第一章 任意入院
 - 第二章 強制入院

第三章 入院患者共通ノ條規

第三編 精神病患者給養費

第四編 刑罰

一 各人ノ自由ニ及ホス直接且明白ナル危害ノ事實
二 精神病患者ノ利益安寧治癒ヲ害スル事實

第五編 セーヌ縣々立病院

第一章 セーヌ縣知事及ヒ警視總監ノ權限

第二章 縣會ノ職權

第三章 救濟局長官ノ職權

第四章 警部ノ職分

第一節 審査

第二節 警視廳附屬特別病舎ニ患者ノ送附

第三節 病院ニ對スル直接送附

第四節 セントアンヌ病院ニ患者ノ移送

第一編 精神病院

第一章 總則

第一節 一般精神病院

各府縣ハ特ニ精神病患者ヲ收容シ且治療スル爲メ公立病院一ヶ所ヲ有スヘキモノトス或ハ其目的ヲ以テ其府縣又ハ他ノ府縣ニ建設スル公立又ハ私立病院ト特約スヘキモノトス

府縣ト公立又ハ私立病院トノ間ニ締結シタル契約ハ内務大臣ノ承認ヲ受クヘキモノトス

千八百三十八年六月三十日法律第一條該契約ハ豫メ縣會ノ協賛ヲ受クヘキモノトス(千八百六十六年七月十八日法律第一條第十五號及

千八百七十一年八月十日法律第四十六條第十七號)

公立病院ニシテ精神病患者收容ニ供スルモノハ官廳ノ指揮ニ從フヘシ(同上第二條)

私立精神病院ハ官廳ノ監督ニ屬ス(同上第二條)

府縣知事又ハ内務大臣ヨリ特ニ監督ノ委任ヲ受ケタル者裁判所々長、檢事、治安裁判所判事及ヒ市町村長ハ公立又ハ私立精神病院ヲ巡視スル義務ヲ有スルモノトス(同上第四條)

前項記載ノ者ハ入院患者ノ請求及ヒ其狀況ヲ知ルニ足ルヘキ諸種ノ報告ヲ受クヘシ(同上第四條)

私立病院ハ三ヶ月毎ニ少クモ一回不定ノ期日ニ於テ同郡所在ノ檢事ノ巡視ヲ受クルモノトス而シテ公立病院モ亦同様ノ方法ニ依リ少クモ六ヶ月毎ニ一回検査ヲ受クヘシ(同上第四條)

何人モ政府ノ許可ヲ受ケスシテ精神病患者收容ニ供スル病院ヲ設立シ又ハ指導スルコトヲ得ス

許可ハ府縣知事ノ賦與スルモノトス千八百五十二年三月二十五日布告 (同上第五條)

其他ノ疾患治療用ニ供スル私立病院ハ精神病患者ヲ全ク隔離シタル場所ニ收容スルニアラサレハ之レヲ入

院セシムルコトヲ得ス(同上第五條)

前項ノ病院ハ前項ノ事項ニ關シテハ特ニ政府ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス患者ニ關スル事項ニ付テハ本法ノ定ムル義務ヲ負フモノトス(同上第五條)

本法施行條例ハ前條ニ掲クル許可ヲ與フル條件許可取消ノ場合及ヒ許可ヲ受ケタル病院ノ義務ヲ定ム(同上第六條)

精神病院内部ノ規定ニシテ精神病患者ニ關係アル部分ハ内務大臣ノ認可ヲ受クヘキモノトス(同上第七條)

第二節 旅費

前掲千八百三十八年六月三十日法律第四條ニ豫定スル場合ニシテ住所ヨリ五基米突以上旅行スル官吏ハ千八百十一年六月十八日布告第八十六條ニ定ムル距離ノ區別ニ從ヒ賠償ヲ受クルモノトス(千八百四十四年五月二日及ヒ四日ノ勅令)

前項ノ賠償ハ千八百十一年六月十八日布告ノ定ムル形式ニ從ヒ刑事裁判所ノ費用ニ充當スル資金中ヨリ支拂フモノトス

臨檢上證明スル事實ニシテ司法的訴訟ヲ惹起ストキハ現行勅令施行ノ爲メ土地其他ノ登記所ノ立替タル金額ハ千八百十一年六月十八日布告第三編第二章ノ定ムル規則ニ從ヒ之レヲ支出中ニ編入シ當然責任者ヨリ取立ツルモノトス(同勅令第二條)

第三節 附屬員

男子精神病患者ノミヲ收容スル公立又ハ私立病院ハ患者ヲシテ使役セシムル爲メ男子ニアラサレハ使用スルコトヲ得ス

婦女ノミ收容スル病院ニアリテハ婦人ノミ其使役ニ任ス(千八百三十九年十二月十八日勅令第三十四條)

第二章 公立病院

公立精神病院ハ内務大臣及ヒ府縣知事ノ管轄ニ屬シ委員會ハ無報酬ニテ之レヲ監督ス而シテ會長ハ其責任ヲ以テ委員會ヲ整理スルモノトス委員會ノ權限ハ以下ニ之レヲ定ム(千八百三十九年十二月十八日勅令第一條)

監督委員會ハ府縣知事ノ指名スル五名ノ委員ヲ以テ組織シ毎年五分ノ一宛更新ス(同上第二條)

監督委員會ノ委員ハ府縣知事ノ報告ニ基ツキ内務大臣ニアラサレハ之レヲ罷免スルコトナシ

委員會ハ毎年委員更新後議長及ヒ書記ヲ任命ス

病院長長醫員長及ヒ助手ハ第一回ハ直接内務大臣ノ任命スル所ニシテ其後欠員ヲ生スル場合ニハ府縣知事

ノ提供スル三名ノ候補者中ヨリ任命スルモノトス

他ノ精神病院ニ於テ三年間其職務ニ従事シタル病院長醫員長又ハ助手ハ府縣知事ノ提供スル候補者ト共ニ

補欠ノ爲メ招カル、コトアリ

各病院ニハ其内部規程ノ定ムル方法ニ從ヒ一定ノ期間其附屬トシテ學生ヲ採用スルコトヲ得ヘシ

内務大臣ノミ府縣知事ノ報告ニ基ツキ病院長醫員長及ヒ助手ヲ召集スルコトヲ得

第一條ニ定ムル監督委員會ハ總テ病院ノ事務ニ關シ監督ノ責ヲ負ヒ内部ノ規程歲出入豫算及ヒ決算、處理行爲(例ヘハ財産監理ノ方法、事業計畫起訴又ハ應訴、和解、資本ノ使用、獲得、借入、不動産ノ賣買又ハ交換、遺贈又ハ贈與ノ受諾、附與スヘキ年金、患者ノ爲メ締結スル契約ノ如シ)ニ關シ其意見ヲ陳述スル爲メ召集ヲ受ク

監督委員會ハ毎月開會ス其他府縣知事又ハ郡長ハ必要アル毎ニ之ヲ召集ス病院長及ヒ醫務長ノ職務ヲ有スル醫員ハ該委員會ノ開會中出席シ單ニ其意見ヲ陳述スルコトヲ得

然レトモ委員會カ整理上ノ報告及ヒ其他委員會ヨリ府縣知事ニ進達スル報告ニ基ツキ討議スル場合ニハ病院長及ヒ醫員長ハ退場スルコトヲ要ス

病院長ハ其職務トシテ病院内部ノ整理及ヒ財産收入ヲ管理ス

病院長ハ法律ノ定ムル條件ニ基ツキ患者ノ收容及ヒ其退院ヲ決ス

病院長ハ病院ノ事務ニ關シ役員ヲ任命シ必要アル場合ニハ之レヲ解職ス然レトモ監督員看護夫守衛ハ醫員長ノ同意ヲ得テ任命シ而シテ醫員長ハ病院長ニ對シテ其解職ヲ求ムルコトヲ得意見ヲ異ニスル場合ニハ府縣知事之ヲ決ス

病院長ハ千八百三十八年六月三十日法律第七條ヲ施行スル爲メ内務大臣ノ定ムル事務規定ノ範圍内ニ於テ特ニ病院ノ秩序及ヒ警察ニ關スル事項ニ付規程ヲ設クルコトヲ要ス

精神病患者身上ノ取締及ヒ衛生警察ノ如キ有形又ハ無形ノ制度ニ關スル事項ノ醫務ハ本條ニ記載スル内部

規程ノ範圍内ニ於テ醫員ノ職權ニ屬ス
内部規程ノ定ムル家屋ニ住スル助手醫員學生監督者看護夫及ヒ守衛ハ醫務ニ關シテハ醫員長ノ監督ニ屬ス
醫員長ハ千八百三十八年六月三十日法律ノ醫師ニ命スル義務ヲ履行シ而シテ其職權ニ關スル證書ヲ交附ス
ル義務アリ

助手ナル醫員ハ醫員長ノ證明スル故障アル場合ニアラサレハ其證明書ヲ交附スルコトヲ得ス
府縣知事ハ醫員長及ヒ助手ノ證明スル故障アル場合ニ於テハ代リテ假ニ之レヲ交附スルコトヲ得ヘシ
醫員長ハ病院内ニ住居スヘキモノトス

然レトモ醫員長ハ少クモ毎日引受ケタル精神病患者ヲ巡視シ又故障アル場合ニハ病院内住居ノ醫員ヲシテ
代リテ之レヲ巡視セシムルトキハ内務大臣ノ認可ヲ得テ院内住居ノ義務ヲ免カル、コトヲ得ヘシ
監督委員會ハ民有病院ニシテ其病院内ニ精神病患者收容ニ供スル部分ヲ構造シ又ハ將來ニ構造セントスル
モノヲ管理シ、責任ヲ負フヘキ役員ヲ任命シ府縣知事ヲシテ之レヲ承認セシムルコトヲ要ス其役員ハ千八

百三十八年六月三十日法律ノ命スル義務ヲ履行スル責アリ
前項ノ場合ニハ監督委員會ヲ設置セス
精神病患者收容ノ場所ニ於ケル内部ノ規程ハ本法第七條ニ從テ内務大臣ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス
民有病院ニ於テ精神病患者ヲ收容スル場所ノ設備ハ少クモ五十名ノ患者ヲ入院セシメ之レヲ治療スルコト
ヲ得ヘキコトヲ證明スルニアラサレハ之レヲ創設スルコトヲ得ス

現存スル場所ニシテ少數ノ精神病患者ニアラサレハ治療スルコトヲ得サルモノハ其維持ニ關シテ内務大臣
ノ命令ニ從フ
内務大臣ハ病院長及ヒ醫師ノ職務ヲ併合スルコトヲ許可シ又ハ職權ヲ以テ之レヲ命令スルコトヲ得
病院長及ヒ醫員ノ俸給ハ内務大臣ノ布達ニ依リ之レヲ定ム
精神病患者ノ作業ヲ其治療方法トシテ採用スル病院ニ於テハ其作業ヨリ生スル收穫ハ其病院内部規程ノ定
ムル所ニ從ヒ使用スルコトヲ得
病院及ヒ慈惠病院ノ整理ニ關スル法律及ヒ規則ハ特ニ會計事務ノ秩序領收人ノ監督、會計整理ノ形式ニ關
スル事項ニ於テ前ニ掲クル規程ニ反對セサルモノハ公立精神病院ニ適用スルコトヲ得

第三章 私立病院

精神病患者ノ治療用ニ供スル私立病院ヲ創設シ又ハ之レヲ管理セント欲スル者ハ病院所在地ノ府縣知事ニ
其願書ヲ差出スヘシ(千八百三十九年十二月十八日勅令第十七條)
出願者ハ左ノ事項ヲ證明スルコトヲ要ス

- 一 成年ニシテ私權行使者ナルコト
- 二 品行方正ナルコト之レニ關シテ其現住地ノ市町村長又ハ三年以來住居シタル地ノ各市町村長ノ交附シ
タル證明書ヲ提出スルコト
- 三 醫學博士ナルコト

醫學博士ニアラサルトキハ病院ノ醫務ニ執掌スル醫師ノ證明書ヲ差出シ且特ニ法律規則ノ命スル義務ニ服從スルコトヲ宣言スヘシ

前項ニ掲クル醫師ハ府縣知事ノ承認スル者ナルコトヲ要ス而シテ知事ハ之レヲ解職スルコトヲ得然レトモ其解職ハ内務大臣ノ認可ヲ受ケサレハ確定セサルモノトス

出願者ハ其願書中ニ其病院ノ收容スヘキ寄宿人ノ性(男女)及ヒ其員數ヲ記入スヘシ而シテ其許可ノ指令中ニ之レヲ記載スルモノトス

出願者ハ其病院ニハ單ニ精神病患者ノミヲ收容スルモノナルカ又ハ其他ノ患者ヲモ合セテ入院セシムルナルカヲ陳述スヘシ而シテ第二ノ場合ニ於テハ病院ノ設計書ノ謄本ヲ差出シ精神病患者收容ニ供スル場所ハ其他ノ患者ノ治療用ニ供スル場所トハ全ク隔離スルコトヲ證明スヘシ

又左記ノ事項ヲモ合セテ證明スルコトヲ要ス

一 病院ハ内外共毫モ不健康ノ原因ヲ有セサルコト及ヒ其近傍ハ喧噪ニシテ精神病患者ヲ擾亂スルニ足ルヘキ不快ヲ感セシメサル方法ヲ以テ之レヲ建設シタルコト

二 善良シテ且豊富ニ飲料水ヲ供給スルコトヲ得ルコト

三 場所ノ配置ニ依リテ男女幼年及ヒ成年ヲ全ク區別スルコトヲ得ルコト平癒者沈靜患者及ヒ發病患者ノ間ニ正確ナル階級ヲ定ムルコト又癲癩性精神病患者ヲ隔離スルコト

四 病院ニハ偶發疾患ニ罹リタル精神病患者及ヒ不潔ノ慣習ヲ有スル者ノ爲メ特ニ病室ヲ設備スルコト

五 病院ノ構造又病院ノ事務及ヒ營造物ノ監督ノ爲メ守衛ノ人員ヲ確定スル等總テ設備スルコト

出願者ハ同様又病院内部ノ規程ノ謄本ヲ差出シ其規則ハ各人ノ善良ナル風俗及ヒ安寧ニ關シテ適宜ノ擔保ヲ爲スコトヲ證明スルコト精神病患者ノ治療用ニ供スル私立病院々長ハ就職前保證金ヲ提供スルコトヲ要ス其保證金ノ額ハ勅令ヲ以テ之レヲ定ム(千八百五十二年三月二十五日布告許可一覽表A)

保證金ハ正貨ニテ預金局ニ拂込ムコトヲ要ス而シテ其保證金ハ特ニ次條ニ定ムル形式及ヒ場合ニ從ヒ寄宿精神病患者ノ必要ニ應シテ其用ニ充當スルモノトス

或ル原因ニ依リ私立精神病院ノ事務ヲ中止スル場合ニハ府縣知事ハ病院長ノ職務ヲ代テ行ハシムル爲メ假管理者ヲ任命スルコトヲ得而シテ預金局ハ府縣知事ノ委任ニ依リテ精神病患者ノ使用ニ充當スル爲メ該管理者ニ保證金ノ一部又ハ全部ヲ拂戻スコトヲ得

私立精神病院々長ハ當該官廳ヲシテ豫メ職務中止法定禁止失喪破産死亡或ハ其他ノ原因ノ依リ其職務ヲ停止スル場合ニ於テ代テ其責ニ任スル者ヲ承認セシムルコトヲ得ヘシ

其承認ヲ受ケタル者ハ當然前ニ掲クル各種ノ場合ニ於テ病院ノ假管理ノ責ニ任シ其名義ヲ以テ院長ノ負擔スル義務全部ノ責ニ任ス

前項ニ於ケル假管理ハ府縣知事ノ許可ヲ受タルニアラサレハ一ヶ月以上ニ亘ルコトヲ得ス

病院長カ或ル原因ニ依リ前ニ掲クル權能ヲ使用スルコトナク其職務ヲ停止スル場合ニ於テハ其相續人又ハ其承繼人ハ二十四時間内ニ其病院ノ假管理ノ責ニ任スル者ヲ指名スルコトヲ要ス而シテ其指名ヲ受ケタル

者ハ其名義ニ依リテ院長ノ負擔スル義務ヲ負フモノトス

前項ニ掲クル相續人又ハ承繼人カ假管理人ヲ指名セサルトキハ府縣知事之レヲ指名スルモノトス
其他相續人又ハ承繼人ハ一箇月ノ期間中ニ院長ノ職務ヲ行ハシムル爲メ院長ヲ推薦スルコトヲ要ス
若シ此期間内ニ推薦セサルトキハ許可ニ關スル命令ハ當然取消サレタルモノト見做シ病院ハ閉鎖セラルヘ
シ

私立精神病院々長カ其病院ニ收容スル爲メ許可ヲ受ケタル寄宿人ノ人員ヲ増加セント欲スルトキハ増員許可ヲ爲シ原建築物又ハ其後ノ増築物(例ヘハ其附屬物ノ如キ)ハ新奇決定ノ人員ヲ收容スル爲メ適當且充分ナルコトヲ證明スルコトヲ要ス

該申請ヲ許可スル命令ハ病院長ノ差出スヘキ保證金ノ増額ヲ定ム

私立精神病院々長ハ病院内ニ居任スルコトヲ要ス

病院附屬醫師ハ現行勅令第十九條ニ豫定スル場合ニ於テハ同一ノ義務ヲ負フモノトス

本件ニ關スル法律規則ノ違犯及ヒ次ニ掲クル場合ニ於テ情狀ノ重ニ從ヒ許可ノ取消ヲ言渡スコトヲ得

- 一 院長カ私權行使ヲ停止セラレタルトキ
- 二 許可ノ命令ニ定ムル員數以上ノ寄宿人ヲ收容シタルトキ
- 三 其命令ニ指示スル姓(男女)ノ精神病患者ヲ收容シタルトキ
- 四 治療スル旨ヲ公示シタル疾病以外ノ疾患ニ罹リタル患者ヲ收容シタルトキ

五 病院所在地ノ狀況カ其用法上病院敷地トナスニ不適當ナルカ如キ變更ヲ來シタルトキ又各個人ノ安寧ヲ維持スル爲メ要スル設備カ常ニ完備セサルトキ

六 風俗ニ關スル内部規程ノ條項ニ違犯シタルトキ

七 精神病患者ニ對シ人道ニ反スル待遇ヲ爲シタルトキ

八 官廳ノ承認ヲ受ケタル醫師カ其承認ヲ受ケサル醫師ト交代シタルトキ

九 病院長カ千八百三十八年六月三十日法律第八條ノ規程ニ違背シタルトキ

十 病院カ同法第四十一條ノ處罰ヲ受ケタルトキ

許可ノ命令取消ニ關スル調査中府縣知事ハ院長ノ假停職ヲ言渡シ

第二十六條ニ從ヒ假管理者ヲ任命スルコトヲ得

許可ノ命令取消ハ勅令ヲ以テ之レヲ定ム

第二編 入院

第一章 任意入院

公立精神病院々長又ハ有責任ノ役員及ヒ同私立病院々長ハ左ノ書類ノ交付ヲ受ケサレハ精神病ニ罹リタル者ヲ收容スルコトヲ得ス

- 一 入院請求者ノ氏名職業年令住所及ヒ等親或ハ等親ヲ有セサル場合ニ於テハ患者ト請求者トノ間ニ存スル自然的關係ヲ記載スル承認請求書

請求書ヲ作製シタル者ハ其書類ニ署名捺印スヘシ而シテ手記スルコトヲ知ラサルトキハ之レヲ市町村長又ハ警部ニ差出シ其證明ヲ受クヘシ

院長又ハ役員ハ市町村長又ハ警部カ其請求書ヲ受理セサルトキハ其責任ヲ以テ其作製者ノ人格ヲ調査スルコトヲ要ス

若シ承認請求書カ禁治産者ノ後見人ニ依リテ作製セララル、トキハ参考書類トシテ禁治産判決ノ抄本ヲ添付スルコトヲ要ス

二 入院スヘキ者ノ精神上ノ状態ヲ證明シ其疾患ノ特種ナルコト及ヒ精神病院ニ於テ之レヲ治療シ茲ニ之レヲ幽閉シ置ク必要ヲ指示スル醫師ノ證明書

其證明書ハ十五日以前ニ於テ委員長又ハ病院長ニ交附セラレタルモノナラサルコトヲ要ス又病院附屬醫員ノ署名シタルトキ又ハ署名シタル醫師カ自己ヲ算入シテ病院所有者病院長或ハ入院請求者ト二等親ニ於ケル親屬又ハ同上姻族ナルトキハ受理セラレサルモノトス

急迫ノ場合ニ於テハ公立病院ハ醫師ノ證明書ヲ求ムルコトヲ要セス

三 入院者ノ人格ヲ證明スルニ足ル書類

巴里府ニ於テハ警視總監、府縣又ハ郡ノ首府ナル市町村ニ於テハ府縣知事、又ハ郡長或ハ其他ノ市町村ニ於テハ市町村長ニ二十四時間内ニ送附スヘキ入院免許證中ニ總書類ヲ記載シ病院附屬醫師ノ證明書及ヒ前項記載書類ノ謄本ヲ添ヘ之レヲ送附スヘシ郡長又ハ市町村長ハ直チニ府縣知事ニ之レヲ送附ス(千八百三

十八年六月三十日法律第八條)

若シ私立精神病院ニ入院スル場合ニ於テハ縣府知事ハ入院免許證受領ノ後三日間ニ一名又ハ數名ノ技術官ヲ派遣シ免許證中ニ記載スル患者ヲ診察シ其精神的、状態ヲ證明シ直チニ其報告ヲ爲サシム其他府縣知事ハ助手ヲ指名シ之レニ隸屬セシムルコトヲ得(同上第九條)

府縣知事ハ同一期間内ニ入院患者並ニ入院請求者ノ氏名職業住所及ヒ入院ノ原因ヲ(一)入院患者居住ノ郡所在ノ檢事(二)病院設置ノ郡所在ノ檢事ニ通牒ス是等ノ規程ハ公立及私立病院ニ共通ノ條規トス(同上第十條)公立又ハ私立精神病院ニ入院後十五日ニ至リテ第八條末項ノ規定ニ從ヒ更ニ病院ノ醫師ヨリ新證書ヲ府縣知事ニ送附スヘシ而シテ該證書ハ第一回送附ノ證書中ニ記載スル觀察ヲ是認シ又ハ更正スヘキ箇所アルトキハ時々發病シ或ハ狂暴ノ所爲アルコトヲ指示シ之レヲ更正スルモノトス(同上第十一條)

各病院ニ於テハ市町村長ノ記號シ且署名捺印スル帳簿ヲ備付ケ入院患者ノ氏名、職業、年令及ヒ住所、其入院患者カ禁治産ノ宣告ヲ受ケタルトキハ其宣告、其後見人ノ氏名其入院ノ日付、入院請求者(親戚又ハ非親戚ノ氏名職業、及ヒ住所ヲ直チニ記入スルモノトス以下ニ掲クル書類モ亦等シク記載スルモノトス
一、入院承認請求書ニ添付スル醫師ノ證明書二、病院附屬醫師カ第八條及ヒ第十一條ニ從ヒ官廳ニ送付スヘキ證明書醫師ハ少クモ毎月各患者ノ精神上ノ状態ト於ケル異狀ヲ記入スヘキモノトス又其帳簿ハ退院及ヒ死亡ヲモ合セテ證明スルモノトス

第四條ニ從ヒ病院巡視ノ職權ヲ有スル者視察ノ爲メ登帳スル場合ニハ該帳簿ヲ差出スヘキモノトス其調査

ヲ終了シタル後視察者ハ之レニ署名捺印シ特ニ氣付キタルコトアラハ其事項ヲ記載スルモノトス (同上第十二條)

病院附屬醫員カ前條規定ノ帳簿ニ平癒シタリト記載スルトキハ其入院患者ヲ病院内ニ留置スルコトヲ得ス若シ其患者カ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ之レヲ引渡スヘキ者又ハ檢事ニ醫師ノ宣言ヲ直チニ告知スルモノトス (同上第十三條)

醫師カ平癒シタリト宣言スル以前ニ於テモ尙以下ニ掲クル者ノ一人ヨリ其退院ヲ求ムルトキハ入院患者ハ引續キ院内ノ留置ヲ受クルコトナシ即チ一、本決第三十八條施行ノ爲メ指名ヲ受ケタル管財人二、夫又ハ妻三、夫又ハ妻ヲ有セサルトキハ其尊屬親四、尊屬親ヲ有セサルトキハ其卑屬親五、入院認可請求書ニ署名シタル者カ親族會議ノ承諾ヲ受ケスシテ入院認可請求ノ權能ヲ使用シタルトキ親族カ別ニ反對ノ意見ヲ發表セサルトキハ其署名者六、親族會議ニ依リテ其權能ヲ附與セラレタル者

尊親又ハ卑親屬間ニ於テ互ニ其意見相抵觸シ承繼人ノレヲ病院長ニ告知シタル場合ニハ親族會議之レヲ判決ス

然レトモ病院附屬醫師カ其患者ノ精神上ノ狀況ハ公安及ヒ各人ノ安寧ヲ害スルニ足ルト云フ意見ヲ有スルトキハ醫師ハ豫メ之レヲ市町村長ニ告知シ市町村長ハ二十四時間内ニ府縣知事ニ通知スヘキ責任ヲ負ヒ直チニ退院假停止ヲ命スルコトヲ得而シ府縣知事ハ十五日以内ニ於テ以下ニ掲クル第二十一條ニ從ヒ反對ノ命令ヲ發表セサルトキハ其退院假停止上處分ハ同上ノ期間満了後當然消滅スルモノトス市町村長ノ命令ハ

第十二條ニ規定スル帳簿ニ之レヲ記載スルモノトス

未成年又ハ禁治産ノ場合ニ於テハ後見人ノミ其退院ヲ請求スルコト得 (同上第十四條)

病院長ハ退院後二十四時間内ニ第八條末項ニ指名スル官吏ニ之レヲ通知シ且同時ニ患者ヲ請取リタル者ノ氏名及住所、其退院ノ當時ノ於ケル精神上ノ状態出來得レハ退院者ノ引取ラレタル場所ヲ告知スヘシ (同上第十五條)

府縣知事ハ常ニ任意入院者ノ即日退院ヲ命スルコトヲ得 (同上第十六條)

何レノ場合ヲ問ハス禁治産ハ其後見人ニ限り及ヒ未成年者ハ法律上其服従スル威力ヲ有スル者ニ限リテ之レヲ引渡スモノトス (同上第十七條)

第二章 強制入院(官廳ノ命令ニ依ル入院)

巴里府ニ於テ警視總監、府縣ニ於テハ府縣知事ハ職權ヲ以テ精神病院ニ禁治産者又ハ非禁治産者ニシテ其精神病ノ狀況カ公安又ハ個人ノ安寧ヲ害スル場合ニハ其入院ヲ命スルコトヲ得

府縣知事カ職權ヲ以テ病院ニ精神病患者ノ入院ヲ命スル措置ハ真正ノ行政行爲ニシテ訴訟ノ手段ニ依リテ他ニ救済ヲ求ムルコトヲ得サルモノトス(千八百五十五年十二月二十日參事院令)

府縣知事ノ命令ニハ理由ヲ附シ命令ヲ發シルコトヲ必要ト爲シタル狀況ヲ示スコトヲ要ス該命令例ヘハ第十九條第二十條第二十一條及第二十三條ニ從ヒ發表シタル命令ノ如キハ前掲第十二條ニ規定スル帳簿ニ類スル帳簿ニ記入スルモノトス(千八百二十八年六月三十日法律第十八條)

醫師ノ證明書又ハ公然著明ナル事實ニ依リ證明スルコトヲ得ヘキ急迫ナル危害ノ場合ニ於テ巴里府ニ於ケル警部及ヒ其他ノ市町村ニ於ケル市町村長ハ精神病ニ罹リタル者ニ關シテ二十四時間内ニ府縣知事ニ之ヲ報告スル責任ヲ以テ必要ナル假處分ヲ命スルコトヲ得府縣知事ハ直チニ之レヲ裁決スルモノトス(同上第十九條)

營造物ノ責任者ナル院長又ハ役員ハ各六ヶ月ノ初メニ於テ病院内ニ留置スル各患者ノ狀況疾患ノ狀況及ヒ治療ノ成績ニ關シ病院屬醫師ノ作製スル報告書ヲ府縣知事ニ差出スヘキモノトス

府縣知事ハ各人ニ對シ病院内ノ留置又ハ退院ヲ命ス(同上第二十條)

府縣知事ハ任意入院患者ニ對シ其精神上ノ狀態カ公安又ハ個人ノ安寧ヲ害スヘキ場合ニ於テハ本法第十八條第二項ニ定ムル形式ニ從ヒ他ノ病院ニ入院スル爲メニアラサレハ其許可ヲ受ケスシテ退院スルコトヲ得サラシムル爲メ特別命令ヲ發スルコトヲ得院長又ハ責任アル役員ハ其命令ニ服從スル義務アリ(同上第二十一條)

檢事ハ以上掲クル第十八條第十九條第二十條及ヒ第二十一條ニ依リ發スル命令ノ通知ヲ受クルモノトス而シテ尙該命令ハ入院患者ノ住居地ノ市町村長ニ之レヲ通達シ市町村長ハ直チニ之レヲ其家族ニ通知ス

市町村長ハ内務大臣ニ之レヲ報告ス

本條ノ定ムル各種ノ通達ハ第十條ニ定ムル形式及ヒ期間内ニ施行スヘキモノトス(同上第二十二條)

第二十條ニ規定スル各種報告ヲ爲ス間ニ經過スル時日内ニ醫師カ第十二條ヲ施行スル爲メ設備スル帳簿上

ニ程ナク退院ヲ命セラル、ナラント記載シタルトキハ院長又ハ責任アル役員ハ直チニ之レヲ府縣知事ニ通知スル義務アリ此義務ヲ怠ルトキハ次ニ掲クル第三十條ニ定ムル處罰ヲ受ク府縣知事ハ通知ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク之レヲ判定スヘシ(同上第二十三條)

私立病院ハ第一條ノ法文ニテ特ニ患者ノ收容ニ供スル病院ニ之レヲ送附スル迄又ハ其病院ニ送附スル途上第十八條及第十九條ニ依リ自己ニ宛テ送附スル患者ヲ假ニ收容スル義務アリ

病院ヲ有スル市町村ニ於テハ精神病患者ハ其病院以外ノ場所ニ寄托セラル、コトナシ病院ナキ場所ニ於テハ市町村ハ旅館又ハ患者收容ノ爲メ賃貸スル場所ニ於テ寄宿所ヲ設備スルコトヲ要ス

何レノ場合ニ於テモ精神病患者ハ囚徒又ハ刑事被告人ト共ニ護送セラル、コトナシ

官廳ハ公立又ハ私立病院ニ送附スル精神病患者ニ對シテ總テ是等ノ條規ヲ適用スヘキモノトス(同上第二十四條)

精神病患者一基米突ノ運車賃零法ニ四六四ノ特別割合ヲ以テ二等列車ニテ之レヲ輸送スルコトヲ要ス公力ノ加入ハ絶對的ニ之レヲ禁シ患者ハ可成看護人ヲ同伴スルコトヲ要ス危險ナル精神病患者ニ關スルモ尙除外例ナシ此場合ニ於テハ鎖付ノ短衣ヲ使用セハ充分ナリ各病院ハ該短衣ヲ備付クル義務アリ

第三章 精神病院入院患者ニ對スル共通條規

精神病院ニ入院シ又ハ留置セラレタル者後見人(其患者カ未成年者ナルトキ)管財人、親戚又ハ友人ハ何時ナリトモ病院所在地ノ裁判所ニ訴訟ヲ提起シ其退院ヲ求ムルコトヲ得裁判所ハ審査ノ上退院セシムヘキモ

ノナルトキハ即時退院ヲ命ス(千八百三十八年六月三十日法律第二十九條)

入院請求者及ヒ檢事ハ當然同一目的ヲ以テ起訴スルコトヲ得

禁治産ノ場合ニ於テハ禁治産ノ後見人ノミ之レヲ請求スルコトヲ得

裁判所會議局ハ訴狀ニ基ツキ遲滯ナク之レヲ決定ス其決定ニハ理由ヲ附セス

訴狀其他總請求書ハ印紙ノ檢査ヲ受ケ登録稅ヲ支拂スシテ其登録ヲ受クルコトヲ得

司法官廳又ハ行政官廳ニ對スル請求ハ其事項ノ何タルヲ問ハス病院長ノ爲メニ棄却又ハ留置セララル、コト

ナシ之レニ違背スルトキハ病院長ハ次ニ掲クル處置ヲ受クルモノトス

府縣知事カ精神病院入院者ニ對シ第十六條第二十條及二十三條ノ法文ニ從ヒ又ハ裁判所カ第二十九條ニ依

リ退院ヲ命シタルトキ又ハ入院者カ第十三條及ヒ第十四條ニ定ムル狀況ニ該當スルトキハ病院長又ハ責任

アル役員ハ之レヲ留置スルコトヲ得ス之レニ違背スルトキハ刑法第百二十條ノ定ムル刑罰ヲ受クヘシ(同

上第三十條)

公立精神病院、監督委員會ハ其病院ニ入院シタル非禁治産者ニ關シテハ假管理人ノ職務ヲ行フ而シテ委員會ハ其職務ヲ行フ爲メ其委員中ノ一人ヲ指名ス即チ其指名ヲ受ケタル管理人ハ入院者ニ歸スヘキ金額ノ取立及ヒ其負債ノ償却ニ着手シ三ヶ年ヲ超過セサル期間貸借ノ契約ヲ締結シ民事裁判所々長ノ特別許可ヲ得テ動産ヲ賣却スルコトヲモ得ヘシ

賣却又ハ其他取立等ノ方法ニ依リテ得タル金額ハ直接ニ病院ノ金庫ニ拂込ムヘシ必要アルトキハ入院患者

ノ爲メ之レヲ使用スルコトヲ得

受領者ノ保證金ハ他ノ總債權ニ先チ前記金額ノ擔任ニ充當スルモノトス

然レトモ入院患者ノ父母夫又ハ妻ハ監督委員會ノ指揮監督ヲ受ケ以下數條ノ規定ニ從ヒ訴訟ヲ提起スルコ

トヲ得監督委員會モ亦監督ヲ受ク例ヘハ檢事ノ如シ(同上第三十一條)

患者ノ住居所在地ノ民事裁判所ハ父母、夫又ハ妻ノ請求委員會ノ請求又ハ檢事ノ職權上ノ請求ニ基ツキ民

法第四百九十七條ニ從ヒ會議局ノ職員中ニテ精神病院入院非禁治産者ノ財産ニ假管理人ヲ任命スルコトヲ

得但其任命ハ親族會議ノ決議ヲ經テ及ヒ檢事ノ請求アルニアラサレハ行フコトヲ得ス又其任命ニ對シテ控

訴スルコトヲ得ス(同上第三十二條)

裁判所ハ假管理人ノ請求又ハ檢事ノ注意ニ基ツキ精神病院ニ入院シ又ハ留置セラレタル非治産者ヲ裁判所

ニ於テ代表セシムル爲メ特別代理人ヲ指名スルモノトス但其患者ハ入院又ハ留置ノ當時爭訴中ニ在ルカ又

ハ將來訴訟ヲ提起セラル、虞アル者ニ限ル

又裁判所ハ急迫ノ場合ニ於テハ其非禁治産者ノ名義ヲ以テ動産又ハ不動産ニ關スル訴訟ヲ提起スル爲メ特

別代理人ヲ指名スルコトヲ得以上二ヶノ場合ニ於テ特別代理人トシテ假管理人ヲ指名スルコトヲ得(同上

第三十三條)

後見免除ノ原因無能力、後見人ノ除付又ハ解職ニ關スル民法ノ規程ハ裁判所ノ任命スル假管理人ニモ亦適用ス

利害關係人又ハ檢事ノ請求ニ基ツキ假管理人ヲ任命スル判決ハ其任命ト同時ニ其判決ノ定ムル額ニ達スル迄其管理人ノ財産上ニ一般抵當權又ハ特別抵當權ヲ設定スルコトヲ得

檢事ハ十五日間ニ保管局ニ其抵當權ヲ登記セシムルコトヲ要ス而シテ其抵當權ハ登録ノ日ヨリ發生スルモノトス (同上第三十四條)

假管理人カ判決ニ依リ任命セラレタル場合ニ於テハ入院患者ニ爲スヘキ送達ハ其管理人ニ對シテ施行スルモノトス

住所ニ爲スヘキ送達ハ場合ニ依リテハ裁判所ハ之レヲ施行セサルコトアルヘシ

以上記述ノ事項ハ商法第七十三條ノ規程ニ抵觸セス (同上第三十五條)

裁判所々長ハ假管理人ヲ任命セサルトキハ當事者ノ請求ニ依リ財產目錄作製、計算、分割及ヒ清算ノ場合ニ於テ精神病院入院患者ナル非禁治產者ヲ代表スル爲メ之レヲ公證人ニ委託ス (同上第三十六條)

前數條ノ授與スル權能ハ入院者カ退院スルトキ當然消滅スルモノトス

裁判所カ第三十二條ニ依リ授與スル權能ハ三年ノ期間滿了ニ依リ當然消滅ス但之レヲ更新スルコトヲ得

此規程ハ私立精神病院内ニテ官廳ノ給養ヲ受クル者ニ附スル假管理人ハ適用セス (同上第三十七條)

利害關係人、父母中ノ一人、夫若クハ妻、友人ノ請求又ハ檢事ノ職權上ノ注意ニ基ツキ裁判所ハ控訴ヲ受理セサル判決ヲ以テ會議局ノ職員中ヨリ假管理人ノ外ニ入院患者ニシテ非禁治產者ニ對シ管財人ヲ附ス而シテ管財人ノ注意スヘキ事項左ノ如シ

一 患者ノ運命ヲ和ラケ其平癒ヲ速カナラシムル爲メ其收入ヲ使用スルコト

二 患者カ權利行使ヲ爲シ得ルニ至ルトキハ直チニ其自由行使ヲ恢復セシムルコト

管財人ハ入院患者ノ推定相續人中ヨリ撰定スルコトヲ得ス (同上第二十八條)

入院患者カ禁治產ノ宣告ヲ受ケヌ又禁治產宣告ノ請求ヲ爲ス者ナク其留置中作成シタル證書ハ民法第一千三百四條ニ從ヒ精神錯亂ヲ理由トシテ攻撃スルコトヲ得

無効訴權ハ病院內ニ留置セラレ其留置中證書ニ署名シタル者ニ關シテハ送達ヲ受ケタル日ヨリ又ハ精神病退院後其事實ヲ認知シタル日ヨリ起算シテ十ヶ年ニテ消滅ス

其相續人ニ關シテハ本人ノ死亡後送達ヲ受ケタル日ヨリ又ハ其事實ヲ認知シタル日ヨリ起算ス

若シ十ヶ年ノ期間カ本人ニ對シテ進行中ナルトキハ同シク其相續人ニ對シテモ亦繼續シテ進行スルモノトス (同上第三十九條)

檢事ハ入院患者カ禁治產者ニアラサルトモ尙之レニ關スル總事件ノ通知ヲ受クルモノトス (同上第四十條)

第三章 精神病患者事務費

府縣知事ノ命令ニ依リ入院シ而シテ其親戚ハ曾テ私立病院ニ其入院認可ヲ求メサリシ所ノ精神病患者ニ關シテハ府縣附屬病院ハ又ハ府縣知事ノ契約締結セル病院中ニ之レヲ送致スルモノトス

精神病患者ニシテ其精神ノ狀態公安又ハ各人ノ安寧ヲ害セサルトキハ府縣知事ノ申請ニ基ツキ縣會ニテ議定シ大臣ノ認可ヲ受ケタル形式場合及ヒ條件ニ從ヒ入院セシム

（千八百三十八年六月三十日法律第二章第二十五條）

大臣ノ認可ハ縣會ノ決議ヲ以テ之レニ代フ（千八百六十六年七月十八日法律及ヒ千八百七十一年八月十日法律）

日法律）

官廳ノ指揮ヲ受ケ患者ヲ精神病院ニ送附スル費用ハ送附ニ關スル役員ノ覺書ニ本ツキ府縣知事之レヲ定ム
公立精神病院ニ入院シタル者ノ給養、住所及ヒ治療ノ費用ハ府縣知事ノ定ムル割合ニ從ヒ之レヲ定ム

其割合ハ縣會ノ定ムル所トス（千八百六十六年七月十八日法律及ヒ千八百七十一年八月十日法律）

府縣ノ私立病院ニ入院セシメタル者ノ給養、住所及ヒ治療ノ費用ハ第一條ニ從ヒ府縣ノ締結シタル契約ニ依リ之レヲ定ム（同上第二十六條）

前條ニ規定スル費用ハ入院者ノ負擔トス無資力ナルトキハ入院者カ民法第二百五條及ヒ次條ノ法文ニ從ヒ養料ヲ請求スルコトヲ得ヘキ者ノ負擔トス

扶養義務又ハ其額ニ付異議アルトキハ當該裁判所ハ第三十一條及ヒ第三十二條施行ノ爲メ指定シタル管理人ノ請求ニ基ツキ之レヲ定ム

受取ルヘキ金額ハ土地其他ノ登記所ノ請求ニ基ツキ請求スルモノトス（同上第二十七條）

扶養義務者ナキトキ又否ラサルモ前條ニ定ムル資力ノ不充分ナル場合ニ於テハ會計法ニ依リ精神病患者住居所在地ノ府縣ノ普通費用ニ充當スル金額中ヨリ供給スルモノトス但府縣知事ノ意見ニ依リ縣會ノ提供シ且政府ノ認可ヲ經タル割合ニ從フモノナレトモ尙該患者住居所在地ノ市町村ノ協力ヲ妨クルコトナシ

第二十七條ノ規定ハ強制入院者ノ費用ト同シク任意入院者ノ費用ニモ之レヲ適用ス是ニ依リテ病院長及ヒ病院事務所ハ患者ノ何タルヲ問ハス其止宿料ヲ請求スル資格ヲ有セス
病院ハ其治療又ハ給養ヲ負擔スル精神病患者ノ數ニ比例シテ其賠償ヲ受ク
爭議アル場合ニハ府縣參事會之レヲ決ス（同上第二十八條）

第四章 刑 罰

一 直接且明白ナル危害ニシテ各人ノ自由ニ及ボス事實

該行爲ハ千八百三十八年六月三十日法律第三十條ノ法文ニ依リ左ニ掲クル各項ノ一ニ該當スル者ヲ精神病舍ニ留置シタル事實ニ基ツクモノトス

一 府縣知事又ハ裁判所カ退院ヲ命シタルトキ（同上第十六條、第二十條、第二十九條）

一 任意ニ入院シ醫師ヨリ全癒ノ言渡ヲ受ケタルトキ（同上第十三條）

一 親戚又ハ其代表者カ退院ヲ請求シ其許可ヲ受ケタルトキ（同上第十四條）

該行爲ハ法律ニ依リ刑法百二十條ノ定ムル刑罰ヲ受ク同第二百十條ハ寄托所、拘留所重罪裁判所未權ノ守衛及ヒ獄丁ニ對スル刑罰ヲ規定スル條項ニシテ守衛及ヒ獄丁ハ判決言渡ナリ又ハ政府ノ假命令ヲ受ケスシテ囚徒ヲ受取リタルトキハ不法監禁ノ處罰ヲ受クルモノトス

其刑罰ハ六ヶ月以上二ケ年以下ノ禁錮及ヒ十六法以上二百法以下ノ罰金トス（千八百三十八年六月三十日法律第三十條）

二 精神病患者ノ疾患平癒其安寧及ヒ其利益ヲ害スルノ處爲

其一病院長ニアラサレハ行フコト能ハサル處爲

A 許可ヲ受ケスシテ精神病舎ヲ開始シ又ハ指揮スルコト或ハ急迫ノ場合ヲ除キ許可ヲ受ケスシテ他ノ患者ノ收容ニ供スル病室内ニ精神病患者ヲ收容スルコト (同上第五條)

B 患者入院ノ際履行スルコトヲ要スル形式ニシテ且第八條ノ規定スル形式ヲ履行セスシテ任意ニ入院セント欲スル精神病患者ヲ收容スルトキ

C 府縣知事ニ申告スヘキ退院報告ノ遺忘 (同上第十五條)

D 法律ノ指定以外ノ者ニ未成年者及ヒ禁産者ノ交附 (同上第十七條)

其二醫員長又ハ醫師ノ處爲或ハ同時ニ醫員長及ヒ醫師ノ行ヒタル處爲

A 入院報告書及ヒ病院附屬醫師ノ證明書(同上第八條)入院後十五日間ニ作製スヘキ醫師ノ新證明書(同上第十一條)第二十條ノ定ムル毎六ヶ月ノ報告中ノ一ノ送達ヲ爲サヌ又ハ不規則ナル送達ヲ爲シタルトキ

B 第十二條及ヒ第十八條ノ規定スル帳簿ノ缺欠、其帳簿ノ体裁及ヒ之レニ記載スヘキ事項ノ不正確、粗漏、監督ノ任アル者ニ對シ其帳簿ヲ提出ヲ拒絶シタルトキ

C 精神病患者ノ要求ヲ遮絶シ又ハ抑止シタル事實 (同上第二十九條)

D 私立精神病院ニ關スル施行條例違反、即チ第六條ノ施行ニ於ケル事實
其違反ニ依リテ受クル刑罰ハ五日以上一年以下ノ禁錮及ヒ五十法以上三千法以下ノ罰金トス

裁判官ハ輕減ノ場合ノ外禁錮ト罰金トヲ分離シ其刑ヲ宣告スルコトヲ得

其他刑法第四百六十三條ハ常ニ之レニ適用スルコトヲ得(千八百三十八年法律第四十一條)
其三狂人又ハ狂暴人ヲ放ツコト

千八百八十四年四月五日法律ハ其九十七條ニ於テ市町村長ヲシテ公德、各人ノ安寧、所有權ノ保存ヲ害スル虞アル精神病患者ニ對シテ必要ナル處置ヲ行ハシム巴里府ニ於テハ此職權ハ警視總監ニ屬ス

自己ノ監督ニ屬スル狂人又ハ狂暴人ヲ放チタル者ハ六法以上十法以下ノ罰金ニ處ス(刑法第四百七十五條)
狂人又ハ狂暴人ヲ放チタル爲メ他人ノ所有ニ屬スル動物又ハ家畜ヲ殺傷スル機會ヘタル者ハ十一法以上十五法以下ノ罰金ニ處ス (同上第四百七十九條)

第五編 「セーヌ」縣々立病院

第一章

セーヌ縣知事及ヒ警視總監ノ權限 千八百三十八年六月三十日法律及ヒ千八百三十九年十二月十八日勅令參照

「セーヌ」縣ハ「ポークリユーズ」公立精神病院及ヒ「ビールエブラール」公立精神病院ヲ「コルベイユ」郡及ヒ「ポントワーズ」郡内ニ設立シ同縣内ニ設立スル他ノ公立又ハ私立特別病院ト同一ノ名稱ヲ以テ之レヲ警視總監ノ指揮監督ニ屬セシム(千八百七十四年八月十六日布告第一條)警視總監ハ是等ノ病院及ヒ各入院患者ニ關シ千八百三十八年六月三十日法律及ヒ殊ニ以下掲クル各條ノ定ムル義務ヲ履行スヘシ第四條(病院巡視、其入院患者ニ關スル報告)第八條(入院券ノ領收)第十條(檢察官ニ對シ入院患者及ヒ其入院請求者ノ氏名職業住所及ヒ入院ノ原因ヲ指定スル告知)第十一條(入院後十五日間ニ病院附屬醫師ヨ新タニ差出スヘ

キ證明書ノ領收(第十二條(帳簿ニ檢印スルコト)第十四條(患者退院ノ延期)第十五條及ヒ第二十三條(入院患者退院報告ヲ受クルコト)第十六條(任意入院ニ對スル直接退院命令)第十八條(職權ヲ以テ危險ノ虞アル精神病患者ニ入院ヲ命スルコト)第二十條(六ヶ月報告ヲ受領)第二十一條(特別ノ命令ヲ以テ任意入院者ナリト雖モ各人ノ安寧ニ危險ヲ及ボス虞アル者ヲ病院ニ收容セシムルコト)第二十二條(檢察官及ヒ内務大臣ニ爲スヘキ報告)第二十九條(知事ニ請求ヲ移送スルコト)第三十條(病院長ノ命令ニアラスシテ府縣知事ノ命令ニ依ル退院)及ヒ第四十一條(刑罰)(同布告第三條)行政及ヒ財政ニ關スル事項ニ付キテハ「ポークリユース」病院及ヒ「ビールエブラール」病院ハ「セーヌ」縣知事ニ隸屬ス

是等ノ病院ハ千八百三十九年十二月十三日勅令ノ規定ニ從ヒ巴里府所在「セントアンヌ」病院ト同シク病院長ノ管理スル處ニシテ病院長ハ監督委員會ノ輔佐ヲ受クルモノトス

財ノ事務ハ特別會計官ニ委託スルモノトス (同布告第三條)

會計事務ハ現今ニ至リテハ「セーヌ」縣公立病院領收人ノ名義ヲ有スル特別領收人ニ委任ス而シテ特別領收人ハ公立病院領收人ノ名義ヲ以テ千八百三十年六月三十日法律第三十一條第二項ノ規定スル金匣管理人ノ職務ヲ行フ

委員會ハ郡外ニアル理由ヲ以テ特ニ「セントアンヌ」「ビールエブラール」「ポークリユーズ」ノ三病院ニ對シテ千八百三十六年十月三十日法律及ヒ千八百三十九年十二月十八日勅令ニ依リ定ムル職權ヲ行フ
千八百八十四年ニ至リテ第四病院ヲ「ビルジュイフ」ニ開始セリ

委員會ハ十一名ノ委員ヨリ組織ス (同布告第四條)

千八百九十年三月七日布告ニ依リ其職員ヲ十五名ニ増員セリ
各病院ノ歳出入ハ縣會ノ協賛ヲ受クヘキモノトス (同布告第五條)

第二章 縣會ノ權限

縣會ハ左ニ掲クル事項ヲ定ム

府縣附屬精神病院ノ收入及ヒ支出、府縣カ精神病患者ノ治療ノ爲メ公立又ハ私立病院ト締結シタル契約ノ承認(千八百六十六年法律第一條第十五號)

第三章 救濟局長官ノ職權

救濟局長官ハ内外ノ事務ニ關シテ其職權ヲ行フ

千八百四十九年一月十日法律第三條ハ救濟局長官ニ精神病患者ノ後見ヲ委託シ並ニ精神病患者ノ事務管理ハ救濟局ニ於テ之レヲ取扱フモノトス然レトモ明カニ千八百三十八年六月三十日法律ノ規程ニ抵觸スル所ナシ千八百七十四年八月十六日布告ハ直接管理方法ヲ定メ「セーヌ」縣知事ニ其事務ヲ托シ千八百三十八年法律ノ施行ヲ復括セリ而シテ千八百四十九年法律第三條ハ明カニ廢止セラレスト雖モ少クモ廢絶ニ歸セリ長官ハ捨兒孤兒及ヒ精神患者ノ後見ヲナスモノトス(千八百四十九年一月十日法律第三條)

第四章 警部ノ職務
第一節 審査

警部ハ精神病患者ニ關スル千八百三十八年六月三十日法律ノ頒布以來引續キ千八百十六年七月二十五日及ヒ千八百二十九年十二月二十六日諭達ノ條項ニ從ヒ患者ニ對シ相當ノ措置ヲ爲スヘキモノトス從テ茲ニ其重要ナル條項ヲ指示スル必要アリ

第一諭達ニ依レハ警部ハ精神病ニ罹リタル者ヲ府縣ニ送附スル手續ニ着手スル前其身分、其疾患ノ原因、其疾病ヲ現ハシタル行爲並其資産金錢上ノ地位、巴里府又ハ「セーヌ」縣ニ住居シタル年間及ヒ二箇年以來住居シタル住所ヲ儘ニ證明スル目的ヲ以テ審査ニ着手スルコトヲ要ス尙引續キ患者ニ屬スル動産有價證券等ヲ保管スル爲メ假處分ヲ行フ而シテ其假處分ハ左ノ如シ

一、患者ニシテ資産ヲ有シ其兩親又ハ關係者ノ不在ナルトキハ之レカ保存行爲ヲ爲シ及ヒ封印ヲ爲スコトヲ治安裁判所判事ニ請求スルコト

二、之レニ反シテ動産其他患者ノ所有ニ屬スル物件ニシテ多額ノ費用ヲ負擔スルニ足ルヘキ價格ヲ有セサルトキハ警部ハ是等ノ物件ノ目錄ヲ調製シ篤志者ニシテ擔保ヲ供シ好意上保管セント欲スル者ニ之レヲ交附スルコト

警部ハ以上ノ手續ヲ終リ其措置ニ關スル調書ヲ作製シ之レヲ患者ニ添附シ共ニ警視廳ニ送附ス

警部ハ千八百二十九年十二月十六日ノ諭達ニ從ヒ參考書トシテ管轄廳ニ於テ司トル事項ニ關スル書類ヲ前項記載ノ調書ニ添附スルコトヲ要ス該書類ハ患者ノ取扱方法ヲ決定スル爲メ又ハ場合ニ依リテハ「セーヌ」縣ノ金錢的利益ヲ保護スル爲メ「セーヌ」縣廳ノ行政上重要缺クヘカラサル報告ヲ具備スルモノナリ

以上ニ掲クル制度ニ變更ヲ來シタルモノナシト雖トモ千八百三十八年六月三十日法律中數個ノ條項ニ關シ警部ノ間ニ存スル二、三ノ疑問ヲ確定スルコトヲ要ス而シテ殊ニ醫ノ診察ヲ受ケシムル一定時間ニ精神病患者ノ送附及ヒ私立病院ニ對シテ警部ノ下スヘキ命令ヲ可成一様ナラシムルコトヲ要ス

同法第十八條ハ禁治產者又ハ非禁治產者ヲ問ハス精神錯亂シテ公安又ハ各人ノ安寧ヲ障礙スル虞アル者ニ關シテ干涉スル權能ヲ警部ニ附與セリ然ルニ警部中ニハ精神錯亂シ其行爲ニ依リテ公安ヲ害スル所ノ狂暴人ニアラサレハ府縣ハ干與スルコトヲ要セスト爲ス者アルハ誤テリ蓋シ法律ノ指示スル所ノ危險ハ鎮靜狀態中ニアル精神病患者ニモ亦存在スルコトヲ得ヘシ而シテ豫防的措置ノ目的ト爲リ又之レヲ必要トスル行爲ニ依リ再發スルコトハ免カルヘカラサルコトナリトス之レニ對シテ法律ノ規程ヲ適用スルニハ動亂、號叫其他ノ行爲ニ依リテ公安又ハ各人ノ安寧ヲ害シ或ハ他ノ監視ヲ受ケスシテ孤立スルヲ以テ充分ナリトス從來概シテ患者ノ親戚ノ有スル金錢上ノ地位及ヒ資産ヲ證明スルニ相當ノ注意ヲ缺クコト多シ故ニ時トシテハ其患者ヲ收容スヘキ病院ニアラサル場所ニ之レヲ送附スルコトアリ若シ精神病患者ニシテ自己又ハ其家族ノ資産ニ依リテ費用ヲ負擔シ治療ヲ受クルコトヲ得ヘキトキハ先ツ其兩親次次ニ其兩親ニ代テ其責ニ當ル者ニ對シ六月三十日法律第八條ノ條規ニ從ヒ任意入院ノ名義ヲ以テ私立病院ニ之レヲ入院セシムルコトヲ勸誘スルコトヲ要ス然レトモ勸誘スルモ尙何等ノ處置ヲ處サス且其患者ハ世人ヲシテ重大ナル恐怖ヲ抱カシムルニ足ルトキハ特別報告ヲ爲シ之レヲ府縣ニ送附スルモノトス(千八百五十六年四月二十八日諭達)

第二節 警視廳管轄特別病舎ニ精神病患者ノ送付

縣會ニ於テ警視廳ノ管轄ナル假監獄附屬ノ場所ニシテ千八百三十八年六月三十日法律第十八條ヲ適用シ送付スル患者ヲ收容スヘキ病舎ニ改良ヲ爲スコトヲ可決シタル後貧困ナル精神病患者及ヒ同上廢疾者中ノ或種類ノ者ノミヲ留置スル用ニ供シタル場所ハ現今ハ他ニ其送付セラルヘキ場所ヲ有スル者ニ對シテモ尙ホ其用ニ供シ特別入舎ニ便ナラシムルニ至レリ而シテ假監獄ト名ツケ刑事被告人ヲ收容スル家屋ト區別スル爲メ之レヲ特ニ警視管轄特別病舎ト命名セリ

精神病患者送付命令及ヒ其患者ニ關スル調書ハ畢竟審案ノ爲メ縣廳ニ送付スルモノニシテ其患者ヲ收容スヘキ場所トシテ該特別病舎ヲ指示スルコトヲ要ス(千八百七十二年二月二十六日諭達)

第三節 直接病院送付

千八百三十八年六月三十日法律第十九條ハ急迫ナル危險ノ場合ニ於テハ巴里府ニ於テハ警部ハ精神錯亂ノ狀況ニ陥リタル者ニ對シテ必要ナル處分ヲ爲シ二十四時間内ニ警視總監ニ之レヲ報告シ總監ハ之レヲ判定スト規定セリ

嚴格ニ監禁ノ法定形式ヲ履行スルコトニ就キ大ニ憂慮スヘキモノアリ故ニ行政官廳ハ警部ヲシテ之レヲ亂用スルコトナカラシメンカ爲メ法律ノ定ムル唯一ノ場合ニ(急迫ナル危險)即チ第十九條ノ規定ニ依リテ附與スル權能アル場合ニ於テノミ之レヲ履行セシムル様監督セリ千八百七十七年九月三十日諭達)

第四節 「セントアンヌ」病院ニ向ケ精神病患者ノ移送

病院所在地ノ警部ハ病院長ヨリ文附スル醫師ノ證明書ニ依リ第十九條ニ從ヒ概畧取調ノ上直チニ此種ノ精神病患者ヲ「セントアンヌ」病院ニ護送ス

千八百三十八年法律ノ規定スル所ノ證明ニシテ一タヒ立證スルコトヲ得ルトキハ本問ノ場合ニ於テハ監禁命令ノ施行ハ明カニ病院行政ニ屬スルモノニシテ患者移送ノ命令ニ外ナラサルコトヲ知ルヘシ

實際上豫メ其必要ヲ生スル場合ヲ假定シ之レヲ解釋スルコトヲ要ス

腕力ヲ用キテ病院ヨリ精神錯亂中ノ患者ヲ退出セシメントスルカ如キ措置ハ警部ノ可能的事務ニアラス又其職務ノ必要上能クスヘキ所ニアラサルコトヲ推知スルコトヲ得ヘシ而シテ是等ノ措置ハ他ノ患者殊ニ瀕死ノ患者ニ對シテ避クヘキ暴行ヲ行フコトアリ又内部ノ秩序特別管理豫防設備ヲ害スルコトアリ又特ニ患者ノ知人ナル看護人ヲ附スル等ノ注意ヲ妨クルコトアリ次ニ病院長ハ其職權ヲ以テ干涉スルコトヲ要スルコトアリ

故ニ警視總監カ救濟制度ニ關スル一般行政ニ干與スルニ至リタル后ハ警部カ病院ニ入院シ精神病ニ罹リタル患者ニ對シテ相當處分ヲ爲ス請求ヲ受タルトキハ實地ノ審査ニ着手シ病院長ニ移送命令ヲ言渡スニ止リ其院長ハ之レカ施行ヲ保證スル責任ヲ負ハシムルコトニ決定セリ(千八百七十七年九月三十日諭達)

衛生叢書 第二輯終

大正元年十二月二日印刷
大正元年十二月五日發行

內務省衛生局

印刷者

東京市京橋區北橫町九番地

西

脇

嘉

市

印刷所

東京市京橋區北橫町八番地

西

脇

印

刷

部

電京八一三番

61

139

終